

水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成23年11月21日付け 23水漁第1444号
改 正 平成25年 5 月16日付け 25水漁第 83号
改 正 平成27年 4 月 9 日付け 26水漁第1751号
改 正 平成27年 9 月28日付け 27水漁第1027号
改 正 平成28年 3 月28日付け 27水漁第1936号
改 正 平成30年 4 月 1 日付け 29水漁第1502号
改 正 令和 2 年 3 月31日付け 元水漁第1361号
改 正 令和 3 年 3 月29日付け 2 水漁第1635号
改 正 令和 4 年 3 月30日付け 3 水漁第1969号
改 正 令和 5 年 3 月30日付け 4 水漁第1715号
改 正 令和 6 年 3 月29日付け 5 水漁第1598号
改 正 令和 7 年 3 月31日付け 6 水漁第1894号
改 正 令和 8 年 4 月 1 日付け 7 水漁第1801号

(趣旨)

第1 平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴い、東日本太平洋沿岸の地域は壊滅的な被害を受けた。これら沿岸地域の復興を進めていくためには、基盤産業として地域の経済・雇用を支えてきた水産業の早期復興が必要不可欠である。

地域の水産業が甚大な被害を受けたことで、震災の影響による販路の喪失や労働力不足、風評被害等の課題が明らかとなっており、本事業は、流通・加工業が被災前の状態に回復するまでの当面の間、被災地の水産物の販売を促進する取組や水産加工業の販路回復等に係る取組を支援することで、復興を強力に後押しするものである。

なお、本事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県との 8 県（ただし、第 4 の 2、4 及び 6 の事業においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県。）のうち著しい被害があった地域とする。

(通則)

第2 水産業復興販売加速化支援事業費（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の実施方針)

第3 本事業は、東日本大震災で被災した地域の実情に応じつつ、第 4 に定める事業を第 5 の事業実施主体に適切に実施させることにより、効率的・効果的に実施するものとする。

この場合において、第 4 の 1、3 及び 5 の事業にあっては、事業実施主体により一体的に実施するものとし、第 4 の 7 及び 8 の事業にあっては、福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体に対して必要な助言等を行うものとする。

(事業の内容等)

第4 本事業の内容等は、次のとおりとする。

1 復興水産物魅力情報発信事業

福島県を始めとした被災地産水産物・水産加工品の魅力や安全性を国内外へ発信するための取組を支援する。

(1) 産地ツアー開催

国内外のメディア関係者や流通業者等を対象とした産地ツアーを実施する取組を支援する。

(2) 被災地水産加工業プロモーション事業

被災地産水産物・水産加工品の魅力や安全性を国内外に発信するため、特設サイトやSNS等による情報発信や、復興水産物に思い入れのある外食店等におけるフェア開催を支援する。

2 復興水産物販売促進事業

鮮魚等の店頭販売に従事する従業員がいる小売店等（以下「専門鮮魚店等」という。）において、被災地産の水産物の販売コーナーを一定期間設置するとともに販売促進キャンペーンを実施し、当該水産物の美味しさへの理解を促進する取組を支援する。

(1) 復興水産物販売促進プロモーション事業

(2) の a の各取組の統一的なプロモーションを実施し、復興水産物の販売促進を支援する。

(2) 復興水産物販売促進取組支援事業

a 復興水産物の販売促進等支援事業

消費地の専門鮮魚店等において、創意による復興水産物の販売促進キャンペーンを開催し、販売コーナーを一定期間設置し、復興水産物を販売する取組を支援する。

b 審査・調査等事業

a に係る復興水産物の販売促進の取組計画の審査、経費助成事務及び事例分析等に対して支援する。

3 復興水産加工業販路開拓事業

被災地産水産加工品の販路の回復のため、被災地の水産加工業者への個別指導や商談会の開催等の取組を支援する。

(1) 販路回復促進指導事業

a 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業

東日本大震災の影響により失われた販路の回復・新規創出等に向けた取組（以下「販路回復等の取組」という。）を行う被災地の水産加工業者、流通業者、漁業者又はこれらの団体（以下「水産加工業者等」という。）に対して、助言又は指導を行うことのできる者を選任し、被災地の水産加工業者等に対し、適時に的確な助言又は指導を行う取組を支援する。

b 情報共有化構築事業

被災地の水産加工業者等の販路回復等の取組の状況・成果のほか、商談会情報等を被災地の水産加工業者等と共有するためのネットワークシステムを構築し、運用する取組を支援する。

c 販路回復セミナー等開催事業

被災地の水産加工業者等を対象とした、被災地の水産加工業の販路回復等の課題解決に向けた、専門家等によるセミナー、商談力向上を目的としたより実践的な講習会等を実施する取組を支援する。

(2) 被災地水産物流通利用促進事業

a 講習会開催事業

水産物に関連した業に従事する者を対象に、放射性物質に係る水産物の安全性等を内容と

する講習会を実施する。

b 消費地商談会開催支援

消費地において a の講習会を受講した被災地の水産加工業者が参加する商談会を支援する。

4 復興水産加工品海外展開事業

商談機会の喪失等の影響を受けている被災地の水産加工業者等が、新たな輸出仕向先の獲得及び輸出先国での仕向先の転換による新たな被災地水産加工品の輸出商流の構築を行う取組を支援する。

(1) 海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会開催支援

被災地水産加工品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等と新規・有望市場における海外バイヤー等との商流構築を図るため、WEB会議等のツールを活用し、マッチングと商談会の開催に対して支援する。

(2) 海外バイヤー招へい被災地商談会ツアー開催支援

(1) において、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地を見学し、商談会を行うツアーを開催する取組を支援する。

(3) 事業実施のための輸出サポート体制構築支援

(1) 及び (2) の開催を効果的・効率的に実施するため、現地ファシリテーターの設置、被災地水産加工品の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造及び海外市場の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者へ助言・指導を行う体制を構築する取組を支援する。

5 水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地水産加工品の販路回復のため、水産加工機器の整備等の取組を支援する。

(1) 販路回復・新規創出のための新商品開発等支援事業

被災地の水産加工業者等が実施する販路回復等の取組に必要となる加工機器の整備等の経費を支援する。

(2) 審査・調査等事業

(1) に係る販路回復等の取組内容の審査、経費助成事務、被災地の水産加工業者等の実施する販路回復等の取組に係る事例分析及び事例集の作成等を行う。

6 水産加工品新開発マッチング事業

被災地水産加工品の特色を活かしながら付加価値を付けて販売するため、新たな販路となる百貨店や高級スーパー等と連携し、新商品の開発を行い、EC サイトや店頭での販売、PR 活動等の取組を支援する。

(1) マッチング支援事業

水産加工業者等と百貨店や高級スーパー等をマッチングさせる取組を支援する。

(2) PR 事業

新たな販路となる百貨店や高級スーパー等と連携し、販売戦略を企画、PR 活動を行う取組を実施する。

(3) 新商品販売促進事業

送料(梱包材・冷媒費用を含む。)の支援を行うことにより水産加工品の販売促進に係る取組を実施する。

(4) 新商品開発事業

a 審査委員会運営

b に係る新商品開発に係る取組計画の審査及び経費助成事務等を支援する。

b 水産加工業者支援

水産加工業者等が行う販売先のニーズに応じた商品開発（機器整備を含む。）の取組を支援する。

7 福島県産水産物競争力強化支援事業

福島県の水産業の復興のため、加工原料確保のための取組や、福島県産水産物の高付加価値化や販売促進の取組を支援する。

（1）加工原料等の安定確保取組支援

第5の3の事業実施主体が、以下の取組の全部又は一部を選択して実施する場合に生ずる掛かり増し経費を支援する。

a 遠隔地からの原料確保に伴う経費支援

（a）運搬料

i 東日本大震災の影響により水揚げ量が大きく減少したことに伴い、加工原料の仕入が困難な場合において、被災前の通常の取引先以外の都道府県（以下「他県」という。）から原料仕入（冷凍を含む。以下同じ。）や通常の取引量を大幅に超えた原料仕入を実施する際の運搬料を支援する。

ii 東日本大震災で被災したことにより、産地市場で購入した水産物を凍結するのが困難な場合に、他県で凍結・保管を実施する際の運搬料を支援する。

（b）製氷購入費

（a）を実施する場合に使用する製氷の購入費を支援する。

b 原料変更に伴う経費支援

（a）原料変更に伴うパッケージ変更費

東日本大震災の影響により、被災前に原料として使用していた国産水産物（以下「被災前の原料」という。）から、サイズ又は魚種等が異なる国産水産物の原料（以下「新原料」という。）に変更する場合に生ずるパッケージ変更に係る経費を支援する。

（b）原料変更に伴う製造ライン改修費

被災前の原料から新原料に変更する場合に生ずる製造ライン機器等の簡易な改修に係る経費を支援する。

（c）原料変更に伴うサンプル品開発費

i 新原料ならではの品質特性を活かした新商品開発のため、新原料の購入及び保管、成分分析、加工等を行い、サンプル品を製造する場合に生ずる経費を支援する。

ii iを実施する場合において必要な消耗品等の購入費を支援する。

c 活餌確保に伴う経費支援

東日本大震災で、活餌を生産する漁業が被害を受け、水揚げ・補給港において漁船に活餌を供給することが困難となっている場合に、他県の活餌生産者等から活餌を購入し搬送する際の運搬料を支援する。

d 被災地が作り出す復興事業への経費支援（広報のための経費を除く。）

（a）共通デザイン開発費

i 被災地域の復興のため、地域内（又は組合員間）において共通デザインの包装材や販促用消耗品を活用する場合における、これらのデザインの開発に係る経費を支援する。

ii iにより開発したデザインによる包装材や販促用消耗品を試験的に活用する場合における、これらを製作するための経費を支援する。

（b）マーケット創出事業

被災により、販路が縮小した場合における、新たな取引先を創出するための営業活動等にかかる旅費及び販促資材購入費を支援する。

（c）フェイス回復実践事業

被災により、従前からの取引先との契約が切れた場合における、取引先（小売店等）のフェイス（棚）を回復するための営業活動等にかかる旅費及び販促資材購入費を支援する。

（d）サンプル品開発費

（b）及び（c）に必要な営業用の商品サンプルを開発するため、原料の購入及び保管、成分分析、加工等を行う場合に生ずる経費を支援する。

（2）福島県産水産物競争力強化支援

福島県産水産物に対する風評を払拭し販路を拡大するため、第三者による認証制度（水産エコラベル等）の活用や高鮮度出荷などといった、福島県産水産物の高付加価値化等による競争力強化の取組を支援する。

a 認証審査及び取得支援

水産関係団体又は水産加工業者等が第三者認証を取得し、又は維持するための費用、研修等を支援する。

b 福島県産水産物の高付加価値化等支援

（a）ブランド化戦略推進支援

福島県、水産関係団体等が行う福島県産水産物の価格及び認知度向上のためのブランド化に向けた取組を支援する。

（b）高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援

水産関係団体等が行う、共同出荷による福島県産水産物の流通拡大実証の取組を支援する。

（c）高付加価値・ブランド化機器等整備支援

（b）に取り組む水産関係団体等が認証水産物等を高鮮度・高品質化又はブランド化して流通させるために必要な設備、機器等の整備を支援する。

c 認証・ブランド水産物等販路回復支援

（a）認証・ブランド水産物等販路確保

量販店等において、第三者認証や高鮮度化などにより付加価値を高めたブランド水産物の販売コーナーを一定期間設置し、対面販売により美味しさと安全性の理解を促進する取組を支援する。

（b）水産物 PR イベント開催

水産関係団体等が福島県産水産物の美味しさや安全性について、県内外の消費者に理解を深めてもらうため、水産市場等で開催するイベント等や地元の消費拡大を目的に行う直売会等の活動を支援する。

（c）認証・ブランド水産物等流通支援

i 水産関係団体及び水産加工流通業者等が行う第三者認証や高鮮度化などにより高付加価値・ブランド化した水産物等の流通、出荷を支援する。

ii 福島県産水産物の供給ルートを開拓するため、民間の社員食堂をターゲットに、水産関係団体等による企業向け商談や社食メニュー開発、有名料理人を起用した広報、供給時の輸送・梱包経費を支援する。

8 福島県産水産物消費拡大事業

本格操業の再開に向け県内の水産消費地市場における福島県産水産物の消費拡大の取組を奨励する観点から、卸売市場として県産水産物の取扱拡大計画を作成し、取扱拡大に取り組む者に対して奨励金を交付する。

（事業実施主体）

第5 事業実施主体は、次のとおりとする。

1 復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組

支援事業の事業実施主体は、復興水産加工業販路回復促進センターとする。

- 2 復興水産物販売促進事業、復興水産加工品海外展開事業及び水産加工品新開発マッチング事業の事業実施主体は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）とする。
- 3 福島県産水産物競争力強化支援事業の事業実施主体は、福島県、福島県内の水産関係団体及び水産加工業者等とする。
- 4 福島県産水産物消費拡大事業の事業実施主体は、福島県内の各水産消費地市場において、市場流通の主体となって県内産地と直接取引する水産物卸売業者及び水産物仲卸業者並びに市場の管理運営を行う市場開設者から構成される協議会とする。

（事業の実施）

第6 事業の実施については、次のとおりとする。

1 復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業

（1）復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業実施計画の作成

事業実施主体は、復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業実施計画を作成するものとする。

（2）水産加工業等販路回復取組支援事業の支援方法

水産加工業等販路回復取組支援事業の支援方法については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

（3）販路回復取組支援事業審査委員会の設置

a 事業実施主体は、第4の5の（2）の審査を行うために販路回復取組支援事業審査委員会（以下「販路回復事業審査委員会」という。）を設置するものとする。

b 販路回復事業審査委員会は、被災地の水産物、水産加工・流通、商品開発、販路開拓、経営指導等の専門家により構成するものとする。

c 販路回復事業審査委員会は、販路回復等の取組内容について審査を行うほか、必要に応じて販路回復等の取組の実施状況についての調査等を行うことができる。

（4）復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業実施報告

事業実施主体は、復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業実施報告書を作成し、その結果を事業実施年度の翌年度の9月末までに水産庁長官に報告するものとする。

2 復興水産物販売促進事業

（1）復興水産物販売促進事業実施計画の作成

事業実施主体は、復興水産物販売促進事業実施計画を作成するものとする。

（2）復興水産物販売促進事業の支援方法

復興水産物販売促進事業の支援方法については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

（3）復興水産物販売促進事業審査委員会の設置

a 事業実施主体は、第4の2の（2）のbの審査を行うために復興水産物販売促進事業審査委員会を設置するものとする。

b 復興水産物販売促進事業審査委員会は、被災地の水産物、水産加工・流通、商品開発、販路開拓、経営指導等の専門家により構成するものとする。

- c 復興水産物販売促進事業審査委員会は、当該事業の取組内容について審査を行うほか、必要に応じて当該事業の取組の実施状況についての調査等を行うことができる。

(4) 復興水産物販売促進事業実施報告

事業実施主体は、復興水産物販売促進事業実施報告書を作成するものとする。

3 復興水産加工品海外展開事業

(1) 復興水産加工品海外展開事業実施計画の作成

事業実施主体は、復興水産加工品海外展開事業実施計画を作成するものとする。

(2) 復興水産加工品海外展開事業実施報告

事業実施主体は、復興水産加工品海外展開事業実施報告書を作成するものとする。

4 水産加工品新開発マッチング事業

(1) 水産加工品新開発マッチング事業実施計画の作成

事業実施主体は、水産加工品新開発マッチング事業実施計画を作成するものとする。

(2) 水産加工品新開発マッチング事業の支援方法

水産加工品新開発マッチング事業の支援方法については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(3) 水産加工品新開発マッチング事業審査委員会の設置

- a 事業実施主体は、第4の6の(4)のaの審査を行うために水産加工品新開発マッチング事業審査委員会を設置するものとする。

- b 水産加工品新開発マッチング事業審査委員会は、被災地の水産物、水産加工・流通、商品開発、販路開拓、経営指導等の専門家により構成するものとする。

- c 水産加工品新開発マッチング事業審査委員会は、当該事業の取組内容について審査を行うほか、必要に応じて当該事業の取組の実施状況についての調査等を行うことができる。

(4) 水産加工品新開発マッチング事業実施報告

事業実施主体は、水産加工品新開発マッチング事業実施報告書を作成するものとする。

5 福島県産水産物競争力強化支援事業

(1) 福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画の作成

知事は、福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画（以下「競争力強化支援事業実施計画」という。）を作成するものとする。

(2) 福島県産水産物競争力強化支援事業の支援方法

福島県産水産物競争力強化支援事業（以下「競争力強化支援事業」という。）の支援方法については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

(3) 福島県産水産物競争力強化支援事業実施報告

- a 事業実施主体（福島県を除く。）は、事業終了後速やかに事業計画に準じて事業実施計画に係る報告書を作成し、知事に提出するものとする。

なお、知事は、必要に応じ、事業実施年度の間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- b 知事は、本号aの事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。

(4) 福島県産水産物競争力強化支援事業の評価

競争力強化支援事業の成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で評価を行う。

- a 知事は、(3)のaにより事業実施主体から提出された報告書及び自らが実施主体となる事業の実施状況等を踏まえ、競争力強化支援事業の達成状況を点検評価し、その結果を事業実施年度の翌年度の9月末までに別記様式第8号により水産庁長官に報告するとともに、必要に応じ、事業実施主体に指導を行うものとする。

- b 知事は、本号 a による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
 - c 水産庁長官は、本号 a の知事からの報告を受けた場合には、その内容について点検し、競争力強化支援事業の成果目標の達成度の評価を行うこととし、この評価結果を踏まえ、必要に応じ、知事に指導を行うものとする。
 - d 水産庁長官は、本号 c の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 6 福島県産水産物消費拡大事業
- (1) 福島県産水産物消費拡大事業実施計画の作成
 - a 知事は、福島県産水産物消費拡大事業実施計画（以下「消費拡大事業実施計画」という。）を作成するものとする。
 - b 事業実施主体は、知事が定めるところにより、事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。
 - (2) 福島県産水産物消費拡大事業の支援方法

福島県産水産物消費拡大事業（以下「消費拡大事業」という。）の支援方法については、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業部）（以下「総括審議官」という。）が別に定めるところによるものとする。
 - (3) 福島県産水産物消費拡大事業実施報告
 - a 事業実施主体（福島県を除く。）は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、知事に提出するものとする。

なお、知事は、必要に応じ、事業実施年度の間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
 - b 知事は、本号 a の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
 - (4) 福島県産水産物消費拡大事業の評価

消費拡大事業の成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で評価を行う。

 - a 知事は、(3) の a により事業実施主体から提出された報告書を踏まえ、消費拡大事業の達成状況を点検評価し、その結果を事業実施年度の翌年度の 9 月末までに別記様式第 8 号により総括審議官に報告するとともに、必要に応じ、事業実施主体に指導を行うものとする。
 - b 知事は、本号 a による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
 - c 総括審議官は、本号 a の知事からの報告を受けた場合には、その内容について点検し、消費拡大事業の成果目標の達成度の評価を行うこととし、この評価結果を踏まえ、必要に応じ、知事に指導を行うものとする。
 - d 総括審議官は、本号 c の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、知事に対して改善措置を提出させるものとする。

（交付の対象及び補助率）

第 7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者（復興水産物魅力情報発信事業、復興水産加工業販路開拓事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業にあっては復興水産加工業販路回復促進センター、復興水産物販売促進事業、復興水産加工品海外展開事業及び水産加工品新開発マッチング事業にあっては民間団体等、福島県産水産物競争力強化支援事業及び

福島県産水産物消費拡大事業にあつては福島県をいう。以下同じ。)が行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表の区分の欄に掲げる1、3及び5の事業に係る経費の相互間における流用を除く、区分間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

なお、交付申請書には環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)チェックシートを添付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、第4の1から7までの事業においては水産庁長官、第4の8の事業においては総括審議官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 大臣は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第13 補助事業者(県の場合を除く。以下第13において同じ。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、水産庁長官にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不

適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第14 補助事業者(県の場合を除く。)は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 第1項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第

6 号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、水産庁にあっては水産庁長官をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号（環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（交付申請時に提出したチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨を報告書時欄にチェックしたもの）を含む）のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、別記様式第 5 号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 9 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 第 9 第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 9 第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 10 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第21 大臣は、第 20 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

る。

(額の再確定)

- 第22 補助事業者は、第 21 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 20 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 21 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 21 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 23 大臣は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第24 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下

「処分制限期間」という。)とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第26 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第28に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第28 補助事業者（県の場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第29 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金

額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。
- 2 補助事業者（県の場合に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業者へ補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について大臣に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書きの場合にあっては、第11による交付決定の通知をもって当該ただし書きに定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（実施期間）

第30 本事業を行う期間は、令和9年3月31日までとする。

（優先採択）

第31 第4の7の(1)のdの事業については、第4の7の(1)のaからcまでの事業よりも優先的に採択するものとする。

（助成）

第32 国は、毎年度、予算の範囲内において、補助することとする。

（指導及び助言）

第33 国は、本事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第34 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官及び総括審議官が別に定めるところによる。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 水漁第 1751 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日付け 27 水漁第 1027 号）

この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1936 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている平成 27 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 水漁第 1502 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元水漁第 1361 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 水漁第 1635 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 水漁第 1715 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 水漁第 1598 号）

- 1 この通知は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年3月31日付け6水漁第1894号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年4月1日付け7水漁1801号）

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱の規定に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6、7及び16 関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1. 復興水産物魅力情報発信事業	(1) 産地ツアー開催費 (2) 被災地水産加工業プロモーション事業費	定 額	1. 区分欄1の (1) 及び (2)、区分欄3の(1) 及び (2)並びに区分欄5の(2)の経費の相互間における30%を超える増減 2. 区分欄5の(1)の経費から、区分欄1の経費への増	
2. 復興水産物販売促進事業	(1) 復興水産物販売促進プロモーション事業費 (2) 復興水産物販売促進取組支援事業費 ア 復興水産物の販売促進等支援事業費 イ 審査・調査等事業費	定 額	1. 経費の欄に掲げる(2)のアの経費からイの経費及び(1)の経費への増 2. 経費の欄に掲げる(1) 及び(2)のイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
3. 復興水産加工業販路開拓事業	(1) 販路回復促進指導事業費 ア 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業費 イ 情報共有化構築事業費 ウ 販路回復セミナー等開催事業費 (2) 被災地水産物流通利用促進事業費 ア 講習会開催事業費 イ 消費地商談会開催支援事業費	定 額	1. 区分欄1の(1) 及び(2)、区分欄3の(1) 及び(2)並びに区分欄5の(2)の経費の相互間における30%を超える増減 2. 区分欄5の(1)の経費から、区分欄3の経費への増	

4. 復興水産加工品海外展開事業	(1) 海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会開催支援費 (2) 海外バイヤー招へい被災地商談会ツアー開催支援費 (3) 事業実施のための輸出サポート体制構築支援費	定 額	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
5. 水産加工業等販路回復取組支援事業	(1) 販路回復・新規創出のための新商品開発等支援経費 (2) 審査・調査等経費	2/3以内 定 額	1. 区分欄1の(1)及び(2)、区分欄3の(1)及び(2)並びに区分欄5の(2)の経費の相互間における30%を超える増減 2. 経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への増	
6. 水産加工品新開発マッチング事業	(1) マッチング支援事業費 (2) PR 事業費 (3) 新商品販売促進事業費 (4) 新商品開発事業費 ア 審査委員会運営費 イ 水産加工業者支援費	定 額 定 額 定 額 定 額 2/3以内	1. 経費の欄に掲げる(4)のイの経費から(1)、(2)、(3)及び(4)のアの経費への増 2. 経費の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)のアの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
7. 福島県産水産物競争力強化支援事業	(1) 加工原料等の安定確保取組支援費 (2) 福島県産水産物競争力強化支援費 ア 認証審査及び取得支援費 イ 福島県産水産物の高付加価値化等支援費 (ア) ブランド化戦略推進支援費 (イ) 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援費 (ウ) 高付加価値・ブランド化機器等整備支援費 ウ 認証・ブランド水産物等販路回復支援費	1/2以内 定 額 定 額 定 額 5/6以内 定 額		・事業の新設 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更

8. 福島県産水産物消費 拡大事業	卸売市場として県産水産物の取 扱拡大計画を作成し、取扱拡大に取 り組む者に対する奨励金	定 額		・事業目的の変更 ・事業実施主体の 変更
----------------------	---	-----	--	---

別記様式第 1 号（第 9 関係）

（補助事業者が復興水産加工業販路回復促進センター又は民間団体等の場合）

令和〇〇年度水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付
け 23 水漁第 1444 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の規定に基づき、補助金〇〇円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
漁村活性化対策事業費補助金 水産業復興販売加速化支援事業費 〇〇〇〇〇〇事業費	円	
合 計	円	

記

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び計画

第 3 経費の配分及び負担区分（単位：円）

区 分	補助事業に要する経費	負 担 区 分		備 考

	(A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	
※水産業復興販売加速化支援事業交付等要 網の別表の区分の欄に掲げる区分 及び経費の欄に掲げる事業とその 経費を記載する。				
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

第４ 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

第５ 添付書類

別記様式第 1 号（第 9 関係）

（補助事業者が県の場合）

令和〇〇年度水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

県 知 事 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付
け 23 水漁第 1444 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の規定に基づき、補助金〇〇円の交付を申請する。

（単位：円）

区 分	補 助 金	備 考
漁村活性化対策事業費補助金 水産業復興販売加速化支援事業費 〇〇〇〇〇〇事業費		

（注）関係書類として、別添 1 及び別添 2 又は別添 3 の事業計画書を添付すること。

別添 1 (別記様式第 1 号関係)

加工原料等の安定確保取組支援

第 1 事業実施場所

番号	事業実施主体名	所在地

第 2 事業の内容及び計画

番号	事業実施主体名	実施項目とその実施内容

第 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	間接補助事業 に 要 す る 経 費 (E) (A+B+C+D)	補助事業に 要 す る 経 費 (A+B)	国 庫 補助率 (A)/(E) %	負 担 区 分				備 考
				国 庫 補 助 金 (A)	県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
加工原料等の安定確保取組支援事業費								
合 計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合に

は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

第5 添付書類

福島県産水産物競争力強化支援

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び計画

第 3 経費の配分及び負担区分

(単位: 円)

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
福島県産水産物競争力強化支援事業費 1 認証審査及び取得支援費 2 福島県産水産物の高付加価値化支援費 (1) ブランド化戦略推進支援費 (2) 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援費 (3) 高付加価値・ブランド化機器等整備支援費 3 認証・ブランド水産物等販路回復支援費 (1) 認証ブランド水産物等販路確保費 (2) 水産物 PR イベント開催費 (3) 認証・ブランド水産物等流通支援費				
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5 %超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

第5 添付書類

福島県産水産物消費拡大事業

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び計画

第 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	
福島県産水産物消費拡大事業費				
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

第 4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

第 5 添付書類

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
☐	① みどりの食料システム戦略の理解
☐	② 関係法令の遵守
☐	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除
☐	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
☐	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止
☐	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑨ 資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止
☐	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込み当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者に対する申し立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
又 は 氏 名
県 知 事

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、
下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444
号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

2 福島県産水産物競争力強化支援事業のうち加工原料等の安定確保取組支援以外の場合において、同様式中「事業の目的」を
「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は
廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を
括弧書で上段に記載すること。

3 福島県産水産物競争力強化支援事業のうち加工原料等の安定確保取組支援の場合において、同様式中「事業実施場所」を「変
更（中止又は廃止）場所」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）
後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書
きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

なお、補助金の額が増額する場合は、件名の「令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業変更等承認申請書」を「令和
〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水産業
復興販売加速化支援事業交付等要綱第15第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水産業復興
販売加速化支援事業交付等要綱により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
又 は 氏 名
県 知 事

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、下記理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完 了 し た も の		〇年〇月〇日以降に 実 施 す る も の		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
又 は 氏 名
県 知 事

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、
水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1444 号農林水産事務次官依命通知）第 18 の規定によ
り、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 12 月 31 日までに 完 了 し た も の		○年 1 月 1 日以降に 実 施 す る も の		
		事業費	出来高比率	事業費	事業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注) 第 18 第 1 項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

（補助事業者が復興水産加工業販路回復促進センター又は民間団体等の場合）

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿
（官署支出官 水産庁長官 殿）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農
林水産事務次官依命通知）第20第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として補助金〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 添付書類として、各事業費の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- 3 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること。

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び実績

第3 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区 分	補助事業に 要した経費	負 担 区 分		備 考

	(A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業完了年月日

令和 年 月 日

第5 収支精算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(注) 支出の内訳を作成し、別途添付すること。

第6 添付書類

- (注) 1 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の第5の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 復興水産物販売促進事業、水産加工業等販路回復取組支援事業又は水産加工品新開発マッチング事業の事業実施主体は、取組実施者への助成金交付実績を記載すること。

（補助事業者が県の場合）

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（官署支出官 水産庁長官／農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿）

県 知 事 氏 名

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農
林水産事務次官依命通知）第20 第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として補助金〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 2 関係書類として、別添1及び別添2又は別添3の事業計画書を添付すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別添1から別添3までの第5の2の備考欄に、間接補助金の
交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交
付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申
請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 5 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載する
こと。

加工原料等の安定確保取組支援

第 1 事業実施場所

番号	事業実施主体	所在地

第 2 事業の内容及び実績

番号	事業実施主体	実施項目とその実施内容

第 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	間接補助事業 に要した経費 (E) (A+B+C+D))	補助事業に 要した経費 (A+B)	国 庫 補助率 (A) / (E) %	負 担 区 分				備 考
				国 庫 補助金 (A)	県 費 (B)	市町 村費 (C)	その他 (D)	
加工原料等の安定確保取組 支援事業費								
合 計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業完了年月日

令和 年 月 日

第5 収支精算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
加工原料等の安定確保取組支援費					
合 計					

(注) 交付申請書の場合には積算の基礎を、実績報告書の場合には支出の内訳を作成し、別途添付すること。

第6 添付書類

福島県産水産物競争力強化支援

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び実績

第 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
福島県産水産物競争力強化支援費 1 認証審査及び取得支援費 2 福島県産水産物の高付加価値化支援費 （１）ブランド化戦略推進支援費 （２）高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実 証支援費 （３）高付加価値・ブランド化機器等整備支援費 3 認証・ブランド水産物等販路回復支援費 （１）認証・ブランド水産物等販路確保費 （２）水産物 PR イベント開催費 （３）認証・ブランド水産物等流通支援費				
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合には「該
当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第 4 事業完了年月日

令和 年 月 日

第5 収支精算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
福島県産水産物競争力強化支援費 1 認証審査及び取得支援費 2 福島県産水産物の高付加価値化支援費 (1) ブランド化戦略推進支援費 (2) 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援費 (3) 高付加価値・ブランド化機器等整備支援費 3 認証・ブランド水産物等販路回復支援費 (1) 認証・ブランド水産物等販路確保費 (2) 水産物 PR イベント開催費 (3) 認証・ブランド水産物等流通支援費					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

第 6 添付書類

福島県産水産物消費拡大事業

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び実績

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己負担額 (B)	
福島県産水産物消費拡大事業費				
合 計				

(注) 備考欄には事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業完了年月日

令和 年 月 日

第5 収支精算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 自己負担金					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
福島県産水産物消費拡大事業費					
合 計					

第6 添付書類

別記様式第 8 号（第 6 関係）
（福島県産水産物競争力強化支援事業又は福島県産水産物消費拡大事業の場合）

番 号
年 月 日

（水産庁長官）
（農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業部））
○ ○ ○ ○ 殿

県 知 事 氏 名

令和○年度水産業復興販売加速化支援事業
（○○○○事業）の評価報告

水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農林水産事務次官依命通知）第 6 の規定により別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別添 1 又は別添 2 の評価報告書を添付すること。

福島県産水産物競争力強化支援事業評価報告書

1 総括表

事業区分	事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
1 加工原料等の安定確保取組支援 （1）遠隔地からの原料確保に伴う経費支援 （2）原料変更に伴う経費支援 （3）活餌確保に伴う経費支援 （4）被災地が作り出す復興事業への経費支援 2 福島県産水産物競争力強化支援 （1）認証審査及び取得支援 （2）福島県産水産物の高付加価値化等支援 a ブランド化戦略推進支援 b 高付加価値・ブランド化水産物流通 拡大実証支援 c 高付加価値・ブランド化機器等整備 支援 （3）認証・ブランド水産物等販路回復支援 a 認証・ブランド水産物等販路確保 b 水産物PRイベント開催 c 認証・ブランド水産物等流通支援	円	円	円	
合 計				

2 事業の目的

3 事業の内容

事業区分	主な取組内容	事業実施主体	経 費	備 考
			円	
合 計				

（注）他の機関に対して委託を行った場合は、当該機関名を備考欄に記入すること。

4 成果目標の達成状況の評価

事業区分	目標値
成果（実績）	
評価結果	

福島県産水産物消費拡大事業評価報告書

1 事業の目的

--

2 事業の内訳

事業実施主体	主な取組内容	事業費	国 費	備 考
		円	円	
合 計				

3 成果目標の達成状況の評価

事業実施主体	目標値
成果（実績）	
評価結果	

（注）福島県知事が定めるところにより事業実施主体が作成した福島県産水産物取扱拡大計画実施報告書の写しを添付すること。

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名
又 は
県 知 事

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、
水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農林水産事務次官依命通知）第20第2項の規
定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に要 する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年 度内支出済額	概算払受入済 額	(A)のうち未 支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容の欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

令和〇〇年度 水産業復興販売加速化支援事業
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
団 体 名 代
表 者
又 は 氏 名
県 知 事

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定通知のあった水産業復興販売加速化支援事業補助金について、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1444号農林水産事務次官依命通知）第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 〇〇〇〇円
（令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額）

2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 〇〇〇〇円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した 金 〇〇〇〇円
消費税仕入控除税額

4. 補助金返還相当額（3－2） 金 〇〇〇〇円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度			令和 年度		水産業復興販売加速化支援事業費						
取得財産の内容			負担区分				処分制限期間		処分状況		摘 要
財産名	取得年月日	取得金額	国 庫	事業実施 主 体	市町村費	その他	耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
		円	円	円	円	円					
合計											

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第12号（第 28 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書											
国			地 入			方			体 名		
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額
補助事業名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額
〇〇事業	円			円	円		円		円		円
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、目及び節をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。